



松川村は、長野県の北西部、北安曇郡の南端、安曇野の北よりに位置します。村の北西部には雄大な北アルプス連峰がそびえ、このアルプスを源流とする高瀬川、乳川、芦間川、中房川といった河川に囲まれ、安曇野の原風景を今に伝える水と緑に恵まれた自然豊かな村です。明治22年の町村制施行以来一度も合併等を経験せず、安曇野の原風景を守ってきた人口1万人弱の松川村は、古くから水稻を中心とした農業を基幹産業として発展を続けてきました。

また、豊かな田園景観や美しい自然環境を求めて、毎年多くの観光客が訪れてきます。国営アルプスあづみの公園や安曇野ちひろ美術館・安曇野ちひろ公園をはじめとする観光資源や、農家に泊まって農業体験ができる農家民泊などを活用した観光振興にも取り組んでいます。

現在松川村では、若者からお年寄りまで誰もが生きがいを持って暮らせる村づくりを進めていますが、現在は特に子育てや教育環境整備に力を入れています。例えば、近年では子育てに関する支援・相談・交流などがワンストップで行える、子ども未来センター「かがやき」がオープンしました。さらに妊娠中から成人するまで、様々な子育て支援制度や補助金によって、切れ目のないサポート体制を構築しています。このような取組みの結果、主に30代前後の子育て世帯が県内外から移住するケースが増加しており、松川村の人口は現在9,600人台を維持しています。

しかしながら、全国的な少子高齢化や今後予想される人口の減少は、引き続き大きな課題となっています。そのため、松川村でもさらなる移住促進に力を入れ、この美しい田園風景が広がる豊かな自然と利便性が調和した松川村をPRしています。

そこで、松川村をさらに魅力的な地域にするべく、都市地域から松川村に移住し、「地域おこし協力隊」として地域づくりに意欲のある方を募集します！

自分のスキルを思う存分発揮し、私たちと一緒に地域づくり活動をしてみませんか！？

1 募集の背景

松川村では豊かな自然環境のもと、当村は県内でも有数の米どころとして、基盤産業の一つである農業を中心にこれまで発展を続けてきました。

一方で、鳥獣による農業被害は増加傾向にあり、特に山際の農地で耕作する農家の方々からは、イノシシによる田んぼの踏み荒らしやニホンザルによる果樹への食害などについて相談が多く寄せられています。また、今年9月には村内でツキノワグマによる人身被害も発生したことから、農地だけでなく地域住民の安全安心な暮らしを守るためにも、より

効果的な鳥獣害対策を講じる必要があります。

松川村第7次総合計画においても、人と野生鳥獣が棲み分けにより共生できる環境整備を進め、関係機関と連携して鳥獣被害軽減に努めることを施策の一つに掲げています。

現在、当村における鳥獣害対策は、猟友会による捕獲駆除活動、各地区有害鳥獣駆除対策協議会による追い払い活動などにより行われておりますが、高齢化による担い手不足や活動機会の減少などが課題となっております。

このことから、この度募集する「地域おこし協力隊」は、効果的な獣害対策の検討・研究をはじめ、実際に有害鳥獣の出没現場に出向き、猟友会や関係機関と連携した活動を行っていただきながら、緩衝帯や侵入防止柵の再編整備などによる環境整備等に取り組んでいただきます。

有害鳥獣対策に意欲・興味のある方、地域住民や行政職員、関係団体などと一緒に考え、汗を流して取り組んでいただける方を、都市地域から松川村に移住し、「地域おこし協力隊」として活動する意欲ある方を募集します。

2 募集人員

1名

3 活動内容

1、有害鳥獣の駆除・捕獲等に関する活動

- ・罾の設置や撤去（免許保有以降）、見回り、追い払い活動
- ・ツキノワグマ捕獲に関わる許可申請、捕獲報告等に関する業務
- ・ツキノワグマ等の錯誤捕獲への対応

2、有害鳥獣の捕獲後の処理に関する活動

- ・捕獲後の処理により発生した残渣や駆除個体の回収、処理施設への運搬（土日祝、早朝夜間での対応を含む）
- ・ジビエの活用等の研究

3、有害鳥獣による被害防護に関する活動

- ・被害箇所の確認、被害状況の把握および調査報告
- ・被害対策の相談と指導・助言
- ・有害鳥獣の侵入経路の特定分析（センサーカメラの設置および録画内容確認など）
- ・有害鳥獣の侵入経路や出沒箇所の被害防止対策（侵入防止柵の再編整備、緩衝帯整備など）
- ・防災無線や広報誌、村公式アプリ、看板設置等による住民への注意喚起
- ・緊急時（ツキノワグマの里地への侵入等）における警戒や関係機関への出動要請
- ・有害鳥獣に係わる被害防止計画等の各種計画の策定

4、有害鳥獣対策の体制整備に関する活動

- ・村鳥獣被害対策実施隊や地元猟友会等との連携体制の構築
- ・各地区有害鳥獣駆除対策協議会の活動等に対する指導、助言および協力

5、有害鳥獣の処理

- ・道路や農地、水路等における有害鳥獣の死亡個体の処理（土日祝、早朝夜間での対応を含む）および処理施設への運搬

★退任後のイメージ

- ・有害鳥獣対策に携わりながら近隣市町村の企業への就職
- ・有害鳥獣を地域資源とした地域振興活動
- ・野生鳥獣被害対策アドバイザーなど行政と係わる業務
- ・有害鳥獣の捕獲駆除、効果的な対策など、スキルや知識を生かした営農など

4 応募条件

次の全ての要件に該当する必要があります。

- ①現在、お住いの地域が特別交付税措置に係る地域要件^{※1}を満たしている地域（3大都市圏をはじめとする都市地域等）に居住し、活動開始日までに松川村へ住民票を異動し、協力隊の任期終了後も松川村に定住する意欲のある方

※1…総務省の「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和4年4月1日現在）」をご確認ください。

- ②地域おこし協力隊員の意義を理解し、活動内容に対して意欲と情熱がある方
- ③普通自動車運転免許証を取得している方
- ④文章入力、表計算、インターネット閲覧など基本的なパソコン操作ができる方
- ⑤活動開始日時点、20歳以上50歳未満の方（性別不問）
- ⑥1年以上継続して活動ができる方
- ⑦地方公民法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- ⑧第一種狩猟免許及びわな免許を保有する方又は半年以内に保有する意志のある方
- ⑨土日、祝日、及び夜間の有害鳥獣に係わる会議など、必要に応じて参加できる方

5 雇用形態

会計年度任用職員（パートタイム）として任用します。

6 勤務地

松川村役場 経済課 農林係 配属

7 委嘱期間

活動開始日（令和7年4月1日）から1年間とします。ただし、勤務実績を踏まえ

最長3年間勤務することができるものとします。

なお、協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。

8 勤務日数勤務時間など

①勤務時間：週37.5時間以内

※イベント等により時間外に勤務を要する場合があります。(休日勤務は振替対応)

②休暇等：年次有給休暇のほか、特別休暇制度があります。

9 報酬

月額209,000円程度(期末手当2回、昇給制度あり)

※退職金などの支給はありません。

10 福利厚生、待遇など

①健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。(個人負担有)

②松川村職員互助会に加入できます。(任意・月額会費制)

③研修費、研修等に係る旅費は予算の範囲内で村が負担します。

④活動期間中、松川村に定住するための活動に関して、あらかじめ許可を得た上で行う就職活動や休暇などにより支援します。

⑤週休日や勤務時間外において、隊員活動に差し支えない範囲で副業が可能です。

11 住居について

松川村内の住宅に居住していただきます。

その際の家賃は村が負担します。ただし、月額60,000円以内とします。また、入居に要する経費(引越費用、敷金、礼金、家具・家電などの備品などの費用)については隊員の負担とします。

12 貸与備品について

①活動に使用するパソコンを貸与します。

②活動に使用する車両(公用車)を貸与できます。

③その他必要な事務用品を支給します。

13 隊員負担について

①応募、転居に要する経費

②住宅にかかる光熱水費、電話など通信費及びその他の生活費

③活動期間中の生活に必要な備品購入などにかかる経費

④活動期間中に使用する被服などにかかる経費

14 募集期間

令和6年12月2日（月）～令和7年1月14日（火）まで

15 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入の上、募集期間内に松川村役場総務課噂の田舎へ案内係まで、郵送または持参してください。

※応募用紙・募集要項は松川村公式HPよりダウンロードできます。

16 選考方法 など

①第1次選考

・書類選考を行い、選考結果を速やかに応募者全員に文書で通知します。

②第2次選考

・第1次選考者には、おためし協力隊ツアー1泊2日に参加していただき、現場の確認やワークショップなどによる体験を行っていただきます。

・後日、松川村役場で面接を行います。日時・会場等詳細は、おためし協力隊ツアー後にお知らせしますので、応募する方はあらかじめご了解願います。

※なお、第2次選考内容は変更される場合もあります。

③結果の報告

・第2次選考の受験者全員に文書で通知します。

※応募人数の多少にかかわらず、採用しない場合もあります。

17 お問い合わせ先及び応募先

〒399-8501 長野県北安曇郡松川村 76 番地 5

松川村役場 総務課 噂の田舎へ案内係

TEL 0261-62-3111 / FAX 0261-62-9405

E-mail tokumei@vill.matsukawa.nagano.jp

18 その他

松川村での生活は、移動手段として自家用車が必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。

不明な点は、電話やメール等でお気軽にご相談ください。